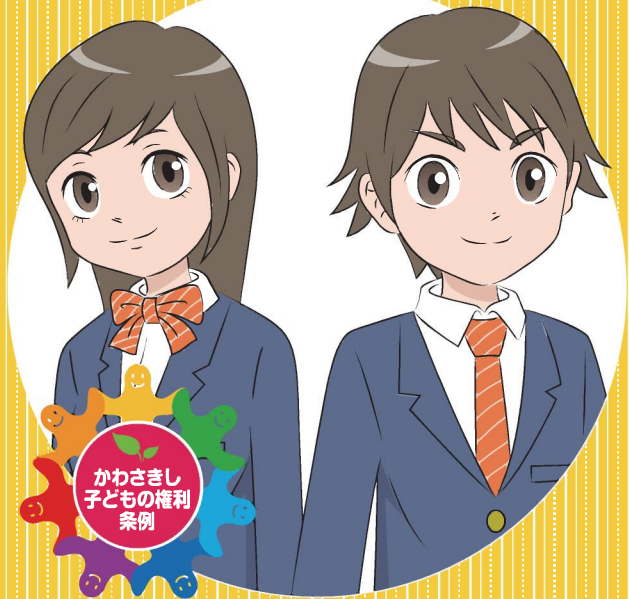


みんなで考えてみよう

川崎市

子どもの権利条例



11月20日はかわさき子どもの権利の日

かわさきし こ けんりじょうれい
川崎市子どもの権利条例は2001(平成13)年に全国
ではじめてつくられました。
こどもがひとりひとりにんげん たいせつ
子どもが一人ひとりの人間として大切にされ、守られ
ながら自分らしく生きられるように作られた、市と市民
との「約束」です。

こども=18歳になるまでをいいます

かわさきし かわさきし きょういくいんかい
川崎市・川崎市教育委員会

そうだん
相談したいときは・・・

かわさきし じんけん おんぶずばーそん
川崎市人権オンブズパーソン

いじめや友達のことなどで、
つらいとき、こまっているとき、電話してね。

こどもあんしんダイヤル

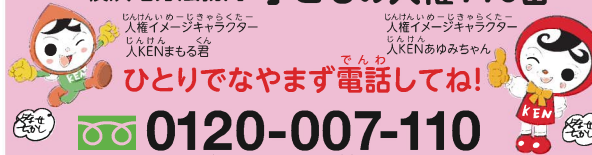
0120-813-887 (こども専用・無料)
044-813-3110 (おとなの方用)

まうだんじかん げつ・すい さんまわび ごとし じ ごとし じ
相談時間/月・水・金曜日 午後1時～午後7時 土曜日 午前9時～午後3時
しゅくじつ なんまつかひし やす
しゅくじつ 年末年始はお休みです。

▶相談の申込みは、メールでもできます。



よこはまちほうほうむきよく こ じんけん ばん
横浜地方務局 子どもの人権110番



0120-007-110

うけつけじかん へいじつ ごとし じ ぶん ごとし じ ぶん
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
ぜんこくきょうつう つうわりようむりよつ
(全国共通・通話料無料)

メールでの相談 こどもの人権SOS-eメール
ケータイ・スマホからはこちら



らいんそうだん 【かながわこども家庭110番相談LINE】
月～土曜日 午前9時～午後9時
ひだり にしげん ごとし とも ついか
左の二次元コードから友だち追加

おとなのみなさまへ
～子どもたちからおとなへのメッセージ～

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子ども
だけ幸せにはなれません。
おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。
条例に「子どもは愛情と理解をもって育まれる」とありますが、まず、
家庭や学校、地域の中で、
おとなが幸せでいてほしいのです。
子どもはそういう中で、安心して生きることができます。
< 2001 (平成13) 年 3月 子どもの権利条例子ども委員会のまとめ >



【お問合せ】

〒210-8577
かわさきし かわさきし きょういくいんかい
川崎市川崎区宮本町1番地
かわさきし かわさきし きょういくいんかい
川崎市こども未来局青少年支援室
電話 044-200-2344
FAX 044-200-3931
しゅうこう かわさきし かわさきし きょういくいんかい
発行 川崎市・川崎市教育委員会

Colors, Future!

いるいろって、未来。

川崎市

2022 (令和4) 年

知っていますか?

川崎市子どもの権利条例

じょうれい りねん
条例の理念

- 子どもは、一人ひとりみんな、大切な人間です。
- 子どもの権利は、一人ひとりが自分らしく生きていくために必要なものです。
- 自分の権利が保障されるためには、他の人の権利が大切にされなければならない、お互いに尊重しあうことが大切です。
- 子どもは、おとなとともに社会を構成するパートナーです。

にんげん たいせつ こ けんり
人間として大切な子どもの権利

1 安心して生きる権利

子どもは、愛情と理解をもって育てられ、安全・安心に生活
できます。

2 ありのままの自分でいる権利

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、
人として大切にされます。

3 自分を守り、守られる権利

子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃れたり、相談した
りできます。

4 自分を豊かにし、力づけられる権利

子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、
励まされ、力づけられます。

5 自分で決める権利

子どもは、成長にあわせて、おとなのアドバイスを受け
ながら、自分のことを決めることができます。

6 参加する権利

子どもは自分を表現したり、意見を発表したり、社会に
参加することができます。

7 個別の必要に応じて支援を受ける権利

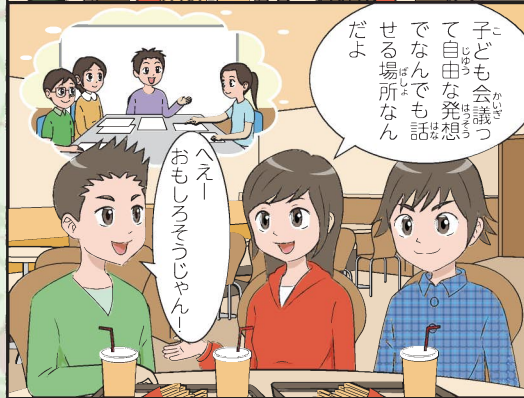
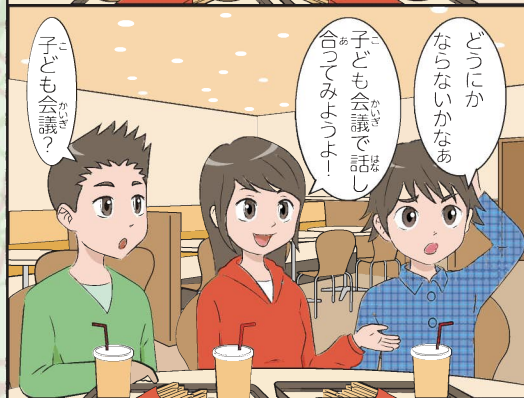
子どもは置かれた状況が違ってても差別されません。また、
障がいのある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく
生き、社会に参加して交流ができるように、その子ども
の必要にあわせて助けてもらえます。

私たちは、身近なおとなのアドバイスを受けながら、将来のことを考えて、自分のことを決めることができます。



条例第14条では、子どもは、自分に関することを年齢と成熟に応じて、自分で決めることができる、といっています(自分で決める権利)。また、そのためには適切な支援や助言が受けられ、必要な情報が得られる必要があります。

私たちは自分の意見や考えをおとなにはつきり伝えることができます。条例でつくられた子ども会議では、自分たちの意見を市長に伝えることができます。



条例第15条では、子どもは参加することができる、といっています(参加する権利)。条例第30条では、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催する、としています。

大切にしよう! 参加する権利

子ども会議に参加しよう!

毎月第1・3日曜日、子ども夢パークでテーマに沿って、子どもたちが会議をしています。生活の中で気になっていることを話してみませんか?



【問合せ先】
教育委員会事務局地域教育推進課
電話 044-200-3565 FAX 044-200-3950
Mail 88chiiki@city.kawasaki.jp

かわさき市 かわさき川崎市子ども会議

川崎市青少年フェスティバル

毎年3月に開催予定の子ども向けのお祭りを企画から当日の運営まで青少年の実行委員がおこないます。開催の前日・当日に実行委員をサポートするボランティアも青少年の方を中心にお願いしています。あなたも参加してみませんか。



【問合せ先】
子ども未来局青少年支援室
電話 044-200-2669 FAX 044-200-3931
Mail 45sien@city.kawasaki.jp

18歳から有権者!!

18歳になったら、有権者として選挙で投票することができます。みんなの声を政治に届けよう!!

※投票するには選挙人名簿に登録されていることが必要です。

【問合せ先】
川崎市選挙管理委員会 川崎市明るい選挙推進協議会
電話 044-200-3427 FAX 044-200-3951
Mail 91senkyo@city.kawasaki.jp



川崎市子ども夢パーク

子どもの居場所や活動の拠点になるように、高津区の津田山につくられました。子どもがだれでも自由に遊べ、活動できる場所です。

【問合せ先】
川崎市子ども夢パーク・フリースペースえん
電話 044-811-2001 FAX 044-850-2059
HP <https://www.yumepark.net>

